



運行中止	①風速が20m以上は車両の防護を図るため安全な場所（橋梁上・河川付近・崖下を除く）に待避し、風速が静まるまで運行を中止する ②雨、霧、吹雪のため視界が10m未満のときは運行を一時中止して道路の左側に車両を寄せ、フォグランプ及び尾灯を点灯しそのまま待機する ③山崩れ、河川の増水、地盤軟弱、道路崩壊の恐れがあるときは、運行を中止し、安全な地点で待機する ④積雪30cm以上のとき、除雪状況を確認し、危険であると認められるときは運行を中止し安全な地点で待機する
減速確認	①視界が10m以上50m以下のときは運転速度を20km/h以下に減速し運転する ②路面冠水30cm以上場合10km/h以下の徐行、ガードレール、サインボード、道路標識、電柱、路肩等に注意して道路状況を確認し運行する

厳戒宣言発令時	地震の発生に備えて速度を十分に落としラジオ等によって地震情報や交通情報を聞き情報に応じて行動する 出来る限り道路外に停止させる。やむを得ず道路上に置いて非難するときは下記のことを厳守する ①道路の左側に寄せてエンジンを切る ②キーはつけたまま ③窓は閉める ④ドアロックはしない
----------------	--